

令和6年度 就学援助制度についてのお知らせ

就学援助は、お子さまが小・中学校で安心して勉強できるよう、国の法律に基づき、学習に必要な費用にお困りのご家庭に対して、学用品や給食などの経費の一部を援助する制度です。倉敷市では、令和6年度の就学援助を次のように行います。

記

【申請の締切】

令和6年4月25日（木）までの学校受付は、4月からの支給対象とし、以降、毎月15日までの受付は当月から対象とします。 新入学学用品費の支給は4月25日（木）以前の申請者のみとなります。なお、令和7年1月15日（水）を最終締切りとします。

【申請手続】

申請用紙は、各学校・教育委員会・福祉事務所に3月頃から用意していますので、希望者は各自で取得してください。 就学援助費給付申請書に記入し、学校へ提出してください。

※前年度に援助を受けた方や新入学学用品費の入学前支給を受けた方も、本年度の援助を希望される場合は申請書の提出が必要です。

※ご兄弟姉妹が別々の学校へ通う場合、それぞれの学校へ提出が必要です。

【対象者】

世帯が次のいずれかにあてはまり、教育委員会が援助を必要と認めた方です。

※世帯とは、生計をともにする全ての家族（同居の祖父母等を含む。）のことです。

下記の（ア）～（ウ）は、世帯全員が非課税や免除等に該当していなければいけません。

- (ア) 市民税の所得割が非課税または減免されている。
- (イ) 国民年金保険料の免除を受けている。(ただし、2分の1免除以上が対象。4分の1免除は対象外です。 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除は対象。)
- (ウ) 国民健康保険料の減免を受けている。(特別な事情により生活困窮している場合に限る。軽減ではありません。)
- (エ) 児童扶養手当の支給を受けている。(ひとり親家庭などに支給される手当。児童手当ではありません。)
- (オ) 生活保護が廃止または停止になったが、なお生活が苦しく学用品費などの支払いに困っている。
- (カ) 令和5年中の世帯全員の総収入が基準額以下である。(基準額は生活保護基準に準ずる額に一定の係数を乗じた額となります。家族構成や年齢などで異なり、申請を受け付けてから計算します。受給を希望する場合は、まず申請してください。)
- (キ) 病気や災害など特別な事情により家計が急変し、収入が著しく減少したため学用品費などの支払いに困っている。

HPではあなたの国の
ことば・しゃくわい
言葉で紹介しています



Visit our website for more information

查阅我们的网站以了解更多信息

Đến thăm trang web
của chúng tôi để biết thêm thông tin

【申請時にご了解いただく事項】

- 教育委員会が住民基本台帳を閲覧すること、市民税の課税状況、児童扶養手当受給状況、教育扶助受給状況を照会することについて、ご家族全員(住民登録上の世帯及び申請書世帯欄に記載された全員)の同意が必要です。
- なお、認定を受けた場合は、校長を申請者の代理人とし、援助費の請求・受領に関するすべての権限を委任していただきます。
- 令和6年1月2日以降に倉敷市へ転入された方は、令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村の発行する令和6年度(令和5年中所得分)所得・課税証明書を世帯全員分添付してください。(おおむね5月下旬以降に発行されますが、市区町村により発行開始時期が異なります。発行開始前は、就学援助費給付申請書を先に学校へ提出し、発行開始後すみやかに所得・課税証明書を提出してください。)
- 遺族年金や障害年金を受給している方は、証書の写しを添付してください。(証書の再発行などについての問合せは、倉敷東年金事務所・お客様相談室 TEL 086-423-6150までお願いします。)
- 令和5年分の所得申告をされていない方は、認定できない場合があります。必ず税務署または令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村の住民税担当課で申告をお願いします。(給与所得のみの方で、勤務先の会社から市区町村に給与支払報告書が提出されている場合には、申告の必要はありません。)

【認定結果の通知】

認定の可否は令和6年4月25日の受付分までは7月上旬頃に、それ以降は随時、学校を通じてお知らせします。

【援助内容(令和6年度の予定金額であり、変更になる場合があります。)】

	小学校	中学校
学用品費等(年間)	1年生 13,230円まで 2~6年生 15,500円まで	1年生 25,040円まで 2~3年生 27,310円まで
給食費(年間)	保護者が負担する給食費	
泊を伴う校外活動費	交通費・見学料 3,690円まで	交通費・見学料 6,210円まで
新入学学用品費 (4/25以前提出分のみ) (入学前支給を受けた方を除く)	1年生 54,060円	1年生 63,000円
新入学学用品費 入学前支給	6年生 63,000円 (中学校新入学分)	
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学料など 34,035円まで	交通費・宿泊費・見学料など 91,365円まで
医療費	学校病(トラコーマ・結膜炎・白せん・疥せん・膿痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病)の医療費 (ただし、保険診療対象の治療に限る。) ※審査結果送付前後に限らず、医療機関を受診する場合は、事前に学校へ届け出してください。	

※援助は、原則現金(口座振込)を支給しますが、教材や学校給食などの現物に代える場合もあります。

※学用品費等には、通学用品費(小1、中1を除く)、宿泊を伴わない校外活動費も一律に含みます。

※新入学学用品費入学前支給については、11月頃お知らせします。

問合せ先：倉敷市教育委員会 学事課 (TEL 086-426-3825) 8:30～17:15(土日祝除く)

令和6年度 就学援助費給付申請書(兼世帯票 兼代理人選任届)

倉敷市教育委員会・学校長 あて

就学援助費の給付を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請にあたっては、倉敷市教育委員会が、就学援助費給付申請の認定審査に必要とする場合の、住民登録上の世帯及びこの申請書世帯欄に記載した全員の①住民基本台帳の閲覧、②市民税課税状況の照会、③申請者の児童扶養手当受給状況の照会④教育扶助受給状況の照会について、その全員の同意を得ております。このことについて倉敷市に一切迷惑をかけません。申請後、記載内容に変更がある場合は学校へ連絡し、手続きが必要な場合はすみやかに行います。

また、認定を受けた場合、学校長を私の代理人として援助費の請求・受領に関するすべての権限を委任した上、援助が現物支給となる場合があることを了解します。なお、私あての援助費の支給に際しては、指定の口座に振込んでください。

保護者欄(住所～援助を受ける理由までをすべて記入すること。)

提出日	合和	年	月	日
保 申 請 護 者 者 一 と の 統 柄	住所 氏名 (自署) 児童・生徒	連絡先 (自宅) () 生年月日 T.S.H	業 務 先 年 月 日	

世帯欄1(援助を希望する児童・生徒について記入すること。他校へ通う児童・生徒は世帯欄2に記入する。)

児童 ・ 生 徒 に 通 う こ と の 統 柄	学校名 学年 組	倉敷市立 北小・中学校	生 年 月 日	学年 組	生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日
			H年月日	H年月日	H年月日	H年月日	H年月日

世帯欄2(世帯欄1以外で、同居または同住所の相父母及び家族・単身赴任の配偶者・その他の生計をともにする全ての家族を記入)

□にチェックを⇒	□ 同居または同住所の相父母等や、世帯欄1以外の家族がいる→下欄へ記入を↓	○認否決定理由 1 認定 [] () 2 不認定 [] ()
その他 の通 う こ と の 統 柄	申請者と世帯欄1の児童生徒のみ	その他
児童・生徒 に 通 う こ と の 統 柄	姓 氏 名 生 年 月 日	職業(勤務先、無職等)または学校名・学年 T.S. H.R. 年 月 日
		T.S. H.R. 年 月 日
		T.S. H.R. 年 月 日
		T.S. H.R. 年 月 日
		T.S. H.R. 年 月 日

※裏面をよく読み、太線の枠内に記入し、お子さまの通学(通学を予定)している学校へ提出を。ご兄弟姉妹が別々の学校へ提出必要。

学校受付欄(特記事項は紙面下部の記入欄◎へ)

倉敷市教育委員会 様

次の者について、就学援助を必要とする
児童・生徒として報告します。

倉敷市立 北中 学校長

交付印を押印

住居状況 (該当に○を) ※裏面を参照し該当番号 に○を(複数回答可)	1. 持家 2. 賃貸住宅 3. 公営住宅
援助を受けたい理由 ※裏面を参照し該当番号 に○を(複数回答可)	1・2・3・4・5・6・7・8・9 9(理由)

金融機関名 支店名	銀行・農協 支店・支所
預金種目 口座名義 口座番号	※申請者本人 の個人名義
○教育委員会・学校記入欄(異動状況・特別な事情等)	
認否結果 1 認定 [] () 2 不認定 [] ()	

1 申請書の書き方

- (1) この申請書は、就学援助の支給を受けるために必要なものですから、正確にありのままを記入してください。
- (2) 保護者(申請者)自身がペンまたはボールペンで太線の枠内をすべて記入してください。
- (3) 児童・生徒の学年及び組は、令和6年4月現在のものを記入してください。(組が決定していない場合は空欄で構いません。)
- (4) 世帯欄 1・2 には、同居または同住所の祖父母及び他の家族・単身赴任の配偶者・その他生計をともにするすべての家族を記入してください。(同居の家族は原則として生計をともにしていることになります。ただし、別棟で生活し公共料金を別契約にするなど、生計が別であることを明らかに証明できる場合を除きます。その場合は、それぞれの家の公共料金の契約者名が確認できる書類の写しを提出してください。)

2 申請のため必要な書類・手続き

- (1) 令和6年1月2日以降に倉敷市に転入された方は、令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村の発行する令和6年度(令和5年中所得分)所得・課税証明書を世帯全員分添付してください。(おおむね5月下旬により発行されますが、市区町村により発行開始時期が異なります。発行開始前は、就学援助費給付申請書を先に学校に提出し、発行開始後すみやかに所得・課税証明書を提出してください。)
- (2) 遺族年金や障害年金を受給している方は、証書の写しを添付してください。(証書の再発行等の問い合わせは、倉敷東年金事務所・お客様相談室TEL423-6150にお願いします。)
- (3) 令和5年分の所得申告をされていない方は、認定できません。必ず税務署または令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村の住民税担当課で申告をお願いします。ただし、給与所得のみの方で、勤務先の会社から市区町村に給与支払報告書が提出されている場合には、申告の必要はありません。

3 援助を受けたい理由の記入について

下の一覧表から、世帯が該当している番号に○をつけてください。(複数回答可)
なお、理由によっては書類の添付が必要です。必ず申請書と一緒に提出してください。(状況により、教育委員会から他の書類等をお願いする場合があります。)

番号	申請理由	添付が必要な書類
1	生活保護法に規定する要保護者であり、教育扶助以外の修学旅行費等の援助を受けたい。	
2	生活保護が廃止または停止になつたが、なお生活が苦しく学用品費等の支払いに困っている。	
3	市民税の所得割が非課税、または減免されている。	
4	個人事業税の減免を受けている。	
5	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除は対象です。 注:通知書の再発行等の問合せは、倉敷東年金事務所・国民年金課 TEL423-6150にお願いします。	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書(写し) 国民年金保険料産前産後免除該当通知書(写し) 注:ハガキ外側の宛名部分も添付してください。
6	国民健康保険料の減免を受けている。(特別な事情により生活困窮している場合に限る。軽減ではありません。)	国民健康保険料減免決定通知書(写し)
7	児童扶養手当の支給を受けている。(ひとり親家庭等に支給される手当のことで、児童手当ではありません。)	生活福祉資金貸付決定通知書(写し)
8	生活福祉資金の貸付を受けている。※緊急小口資金等特例貸付(新型コロナ特例貸付)を除く 1～8には該当しないが、経済的な理由によつて児童・生徒の就学が困難である。(教育委員会から、学校長ならびに民生委員に意見を求めることができます。)	※注1 下記参照
9		

*注1 認定に当たり特に考慮が必要と思われるような特別な事情(保護者死亡や離婚、失業などによる生計急変等)がある場合は、その内容を説明する申立書及び内容を証明する書類を添付してください。

問い合わせ先: 倉敷市教育委員会 学事課 (TEL 086-426-3825)

令和6年度 就学援助
倉敷市教育委員会・学校長 宛て

《申請書 記入例》
中学校用

就学援助費の給付を受けたいので、次のとおり申請します。
この申請書にあたっては、倉敷市教育委員会が、就学援助費給付申請の認定審査に必要とする場合の、住民登録上の世帯及びこの申の申請書世帯欄に記載した全員の①住民基本台帳の閲覧、②市民税課税状況の照会、③申請者の児童扶養手当受給状況の照会、④教育扶助受給状況の照会について、その全員の同意を得ております。このことについて倉敷市に一切迷惑をかけません。申請後、記載内容に変更がある場合は学校へ連絡し、手続きが必ずやかに行います。

また、認定を受ける場合は学校へ連絡し、手続きが必ずやかに行います。申請者は、申請者が現物支給となる場合があります。なお、私あての援助費の請求・受領には、指定の口座に振込んでください。
保証者欄(住所へ援助を受ける理由までをすべて記入すること。)

就学援助費の給付を受けたいので、次のとおり申請します。
この申請書にあたっては、倉敷市教育委員会が、就学援助費給付申請の認定審査に必要とする場合の、住民登録上の世帯及びこの申の申請書世帯欄に記載した全員の①住民基本台帳の閲覧、②市民税課税状況の照会、③申請者の児童扶養手当受給状況の照会、④教育扶助受給状況の照会について、その全員の同意を得ております。このことについて倉敷市に一切迷惑をかけません。申請後、記載内容に変更がある場合は学校へ連絡し、手続きが必ずやかに行います。

保護者欄(住所へ援助を受ける理由までをすべて記入すること。)

提出日	令和 6年 3月 4日	
保申請者	住所	倉敷市中庄 123-4
氏名(自署)	オカヤマ ハナコ	連絡先(自宅) (086) 123-4567 (080) 1234-5678
児童・生徒との続柄	母	生年月日 59.5.1 職業 株式会社○△△支店 M.T.S. 年月日
世帯欄 1(援助を希望する児童・生徒について記入すること。他校へ通う児童・生徒は世帯欄2に記入する。)	振込指定口座	
児童・生徒	学校名	倉敷市立 北 小・中 学校
同じ学校に通う	学年組	フリガナ 生年月日 学年組 氏名 生年月日
	3 年	岡山 健太
	1 年	岡山 オカヤマ モモコ
世帯欄 2(世帯欄以外で、現在生計をともにするすべての家族(同居の祖父母や、単身赴任の配偶者を含む)を記入。)	□にチェックを> □同居または同住所の祖父母や、世帯欄1の児童生徒のみ	
その他	児童・生徒との続柄	氏名 生年月日 職業(勤務先、無職等)または学校名・学年
祖母	倉敷	正子 M.T. 32年3月3日 無職
祖父	倉敷	学 M.T. 32年2月2日 無職
弟	岡山	優太 M.T. 25年8月8日 倉敷市立○○小学校○年
その他	「他校へ通う児童・生徒はこちら」	氏名にはすべてフリガナを記入してください。 M.T. 月 日

家賃額を記入します。	家賃額を記入します。
住居状況(該当に○を)	1. 持家 (家族の家を含む) 2. 賃貸住宅 (家賃月額 50,000円) 3. 公営住宅 (家賃月額)
援助を受けたい理由※裏面を参照し該当番号に○を(複数回答可)	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9 (理由) 「中国銀行に限ります。」
金融機関名	中国銀行
支店名	中庄
預金種目	普通
口座番号	6 5 4 3 2 1 0
口座名義	オカヤマ ハナコ
※申請者本人の個人名義	岡山 花子
認否結果	認定 [月] () · 基準額
	1 認定 [月] () 2 不認定
その他	

※裏面をよく読み、太線の枠内に記入・押印し、お子さまの通学(通学を予定)している学校へ提出を。ご兄弟姉妹が別々の学校へ提出が必要。

(受付日付印を押印)
倉敷市教育委員会 様
次の方について、就学援助を必要とする児童・生徒として報告します。
倉敷市立 北中学校長